

## 平成 31 年第 5 回中津川市教育委員会（臨時会）議事録

日 時 平成 31 年 3 月 25 日（月） 午後 3 時 00 分～

場 所 にぎわいプラザ 4-1 会議室

出席委員 教育長 本多 弘尚  
委 員 田島 雅子 林 由美 三尾 和樹

事務職員 早川事務局長・小木曾教育次長（兼）学校教育課長・大塚事務局次長（兼）施設計画推進対策監・末木事務局次長（兼）教育企画課長（兼）施設計画推進室長・大巾文化スポーツ部長・岩井教育研修所長・丹羽幼児教育課長・足立子育て政策室長（兼）子育て支援センター所長・山下発達支援センターつくしんぼ所長（兼）発達支援センターどんぐり所長・林阿木高等学校事務長・池戸生涯学習スポーツ課長（兼）少年センター所長（兼）勤労青少年ホーム所長・二村図書館長（兼）蛭川済美図書館長・青木文化スポーツ部統括主幹（併）中央公民館長・西尾鉾物博物館長

会議日程 1 開 会  
2 前回議事録の承認  
3 教育長職務代理者の指名  
4 議 事  
5 閉 会

日程	議 事	件 名	結 果
第 1	議第 8 号	平成 3 1 年度市費負担職員の任免について	承認
第 2	議第 9 号	地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく中津川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について	承認
第 3	議第 1 0 号	中津川市奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について	承認

■教育長 ただいまから平成31年第5回中津川市教育委員会臨時会を開催します。よろしく申し上げます。

日程第2、前回議事録の承認につきましては回議とします。

日程第3、教育長職務代理者の指名について、事務局から説明をお願いします。末木事務局次長。

■事務局次長 教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故あるとき、または教育長が欠けたときのため、教育長があらかじめ指名することとされておりますので、本日の会議の中で教育長から指名をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

■教育長 これまで小栗仁志委員に職務代理をお願いしてまいりました。任期は1年ずつということですが、再任を妨げないということですので、引き続き小栗委員にお願いしたいと思っております。今日おみえでないですが、あらかじめ了承をいただいております。職務代理者の任期は4月1日から1年ということをお願いいたします。ご意見、ご質問等ありますか。

「異議なし」

■教育長 よろしく申し上げます。

それでは議事に移ります。日程第1議第8号「平成31年度市費負担職員の任免について」説明をお願いします。末木事務局次長。

[ 事務局から資料に基づき説明 ]

■教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

田島委員。

■田島委員 教育委員会におられて、本当に大活躍されてこられました方々に去っていくのは本当に寂しく、頼りにしておりましたので心苦しく思います。しかし、これから皆さんご昇進なさるということで、そして退職される方々もこれからまだまだ再任用、そして次の人生ということで、教育委員会におられましたことを糧にされ、市役所の中におられる方は太いパイプで教育委員会とつながっていただきたいと思っております。そしてまた新しい人生を歩まれる方は健康に留意されて楽しい人生を送っていただきたいと思っております。応援しております。本当にありがとうございました。

■教育長 そのほかありますか。

ないようですので、議第8号については承認ということによろしいでしょうか。

■教育長 議第8号「平成31年度市費負担職員の任免について」は、原案どおり承認とします。なお、新聞報道発表は26日、明日となりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議第9号「地方自治法第180条の7の規定に基づく中津川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」説明をお願いします。末木事務局次長。

[ 事務局から資料に基づき説明 ]

■教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

田島委員。

■田島委員 そうということになると、放課後子ども教室は学童と一緒にのところで扱うことになるということですか。

■教育長 足立子育て政策室長。

■子育て政策室長 そのとおりです。今、国の方では、学童と放課後子ども教室の一体化利用ということも言われておりますので、同じところでやった方がいいということで、今度は市民福祉部の子ども家庭課と一緒に扱うということになります。

■教育長 ほかにありますか。

三尾委員。

■三尾委員 質問です。放課後等とありますが、「等」とはどのようなものを含むか教えてください。

■教育長 足立子育て政策室長。

■子育て政策室長 学童保育でいうと、夏休み等の長期休暇もあります。それから土曜日もありますのでそのあたりを指しています。

■教育長 そのほかよろしいでしょうか。

ないようでしたら、議第9号については承認ということによろしいでしょうか。

■教育長 議第9号「地方自治法第180条の7の規定に基づく中津川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」は、原案どおり承認とします。

続きまして、議第10号「中津川市奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について」説明をお願いします。末木事務局次長。

[ 事務局から資料に基づき説明 ]

■教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

ないようですので、議第10号については承認ということでよろしいでしょうか。

[ 「異議なし」の声あり ]

■教育長 議第10号「中津川市奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり承認とします。

これをもちまして、本日の議事は終了しました。委員の皆さん、ありがとうございます。

事務局から次回の開催日程について報告してください。末木事務局次長。

■事務局次長 次回開催日は平成31年4月24日水曜日13時30分からにぎわいプラザ4-1会議室で定例会を開催いたします。

■教育長 次回は平成31年4月24日水曜日1時30分からこの会議室ということですのでお願いします。

以上で、平成31年第5回中津川市教育委員会臨時会を終了といたします。お疲れさまでした。

[ 閉 会 (午後3時18分) ]